

## パブリックコメント実施結果について

中央環境審議会野生生物部会移入種対策小委員会中間報告について、10月6日(月)から11月5日(水)までパブリックコメントを実施した。  
意見提出のあった個人・団体の数は209であり、寄せられた意見をテーマ別に整理したところ、延べ意見数は652件あった。その内訳は次の通りである。

### 1. 意見提出者の内訳

	メール	FAX	郵送	説明会( )	合計
個人	141	16	4	13	174
団体	24	9	2		35
計	165	25	6	13	209

別途文書で意見が来た者を除く。

### 2. テーマ別の意見件数 (延べ意見数 652件)

全般	17件
はじめに	6件
1. 現状と問題	
(1) 問題に係る基本認識	55件
(2) 外来種による問題点と事例	25件
(3) 外来種の導入経路	12件
(4) 外来種対策に関する近年の動向	0件
(5) 外来種対策に関する取組の現状	11件
(6) 外来種対策に関する課題	3件
2. 外来種対策に関する措置の在り方	
(1) 基本的考え方	94件
(2) 制度化に当たり検討すべき事項	
全般	3件
影響の判定	34件
適正な管理	89件
防除	58件
重要な地域の管理	11件
監視	28件
普及啓発、調査研究	51件
その他	13件
(3) 制度化及び対策の実施に当たって配慮すべき事項	77件
対象種について	
・セイヨウオオマルハナバチ	41件
・ブラックバス等	12件
・カミツキガメ	1件
・クワガタ・カブトムシ等	9件
・植物	1件
・蝶	1件

## パブリックコメントの意見の概要

提出意見のうち、全体を通じて特に件数の多かった意見（同趣旨の意見を含め5件以上のもの）及び措置の在り方に係る各メニュー毎の代表的な意見について、その概要を下記に示す。

### 【基本認識】

古くから外来種を有効に利用してきたことについて記述を加えるべき。

外来種と生物多様性保全との関係をわかりやすく示すべき。

日本にあった環境をできるだけ保全・回復することは外来種対策にとっても重要。  
(5件)

「外来種」は「外国から来た生き物」というイメージがある。「移入種」の方が適切。(7件)

「外来種」、「在来種」、「侵略的外来種」、「導入」などは明確な定義が必要。(6件)

在来種の定義について、明治時代で区切る意味が不明。(6件)

国内の他地域からの導入の防止について普及啓発が必要。(11件)

### 【措置の在り方】

#### 全般

外来種対策に対する基本方針又は基本的理念を示すべき。

#### 影響の判定

ダーティリストは輸入禁止、クリーンリストは原則許可とし、その他の新しい種は徹底したリスク評価を行うべき。(8件)

影響予測の客観性を保持するため、影響の判定に際しては、専門家個人ではなく、分類群の専門家で組織される委員会又は関連学会に協力を要請すべき。

既に国内に導入されている種についても、判定の対象とすべき。

#### 適正な管理

悪影響を与えると判断される種については、輸入を禁止すべき。(9件)

販売・流通業者については許可制として講習を義務づけることが必要。(10件)

原因者を特定するため、マイクロチップの導入などの登録制が不可欠。昆虫や魚類等についても、何らかの原因者特定のシステムが必要。

#### 防除

既に定着した外来種を駆除するには膨大な費用がかかるので、新たな外来種が持ち込まれないよう対策を講じる方がいい。(16件)

駆除については、すべての利害関係者の同意を得ることが必要。(5件)

問題種の駆除については、国等が責任を持って速やかに行うべき。(7件)  
むやみに防除することで生態系のバランスを壊すことがあり得る。(5件)  
防除実施計画について順応的に変更することが必要。

### 重要な地域の管理

生物多様性保全上重要な地域の指定を法律で行うことができるようにするとともに、既存の法制度において担保されている地域において、特定の外来種(国内移動を含む)の持ち込みなどを禁止する措置がとれるよう法改正を行うべき。

### 監視

非意図的導入への対応と合わせて、早期侵入情報探知システムと侵入探知後の迅速対応体制の構築が必要。

### 普及啓発・調査研究

データベースを構築し、その情報を公開し、誰でも意見を言える体制を整えること。(6件)

外来種の早期発見や駆除には市民の協力が必須であり、普及啓発活動を促進するための具体的措置を検討すること。

在来種利用の研究促進については、利用種の逸出により、逸出先の地域個体群の遺伝的多様性に悪影響を及ぼしてはならない。

外来種に係る調査研究は、基礎的な調査研究だけでなく、応用的な調査研究を行うことが重要になる。また、侵略的な外来種の駆除の技術開発を行うことも重要。

### 【制度化及び対策の実施に当たって配慮すべき事項】

調査研究だけでなく、侵入の予防、早期発見・早期対応、防除の各段階において、十分な人員を手当てするべき。

地方公共団体等に防除にかかる費用や技術面での協力など、必要な措置を行うよう努めること。(6件)

現在生息する外来種の命と権利は奪わず、保護し里親を探すべき。(17件)

駆除が避けられないなら、できる限り苦痛を与えない方法での処分を要望する。(6件)

自国の生物資源の確保と生物多様性の保全のために必要な措置であることを、国際世論に訴えるような強い姿勢があってもいいのではないかと考える。(6件)

### 【その他】

ネットを張るなど施設内から個体を出さない自主的取り組みをするので、セイヨウオオマルハナバチは規制の対象外としてほしい。(37件)

## 移入種小委員会中間報告説明・意見交換会（東京）

日時：10月15日（水）13:00～15:00  
場所：新宿御苑インフォメーションセンター  
出席者数：60名

意見の概要は以下の通り（内容が重複すると思われるものについては整理）

### < 定義について >

- ・導入種という言葉の方が望ましいのではないか。（1件）
- ・罰則をかける以上対象種を明確にすべき。在来種リストを作り、それ以外のものについて情報を提出させるなどの措置が必要。（1件）
- ・どの程度生態系に組み込まれているかといった観点が必要なのではないか。（1件）

### < 輸入規制について >

- ・予防原則をしっかりと担保してほしい。（1件）
- ・導入する場合に、食性、繁殖能力等様々なことを踏まえてチェックしてほしい。（1件）
- ・野生動物は原則輸入禁止にしてほしい。（3件）
- ・環境に影響を与える種については規制すべきだが、業者としてまるっきり輸入ができなくなるのは困る。現場との打合せをさせてほしい。（1件）

### < 個体管理について >

- ・個体識別の制度が必要。（1件）
- ・管理出来る方法については、動物取扱い業を届出制から許可制にすることや、流通を把握する仕組みを作ることが必要。（1件）
- ・今飼われている外来種を、法施行までに逃がすことが起こりうる。対策は今うちに考えておくべき。（1件）

### < 防除について >

- ・大切に飼っていても逃げ出すことがあり、手を離れたら駆除対象となるのは問題。（1件）
- ・駆除により生態系の攪乱が起こりうる。本来の目的である生態系・生物多様性の保全に悪影響を及ぼさないよう十分な評価や配慮が必要。（2件）
- ・駆除に際して、最大限生命の尊重、動物の福祉に配慮した措置が必要だと制度上も謳うべき。（1件）
- ・ほとんど同じ地域であっても、外来種が広がると困る場所とそうでない場所がある。細かな配慮が必要。（1件）

### < 規制対象種について >

- ・ニジマスやブラックバスは長年固有種と共に生きており、もはや固有種と言えるのではないか。目的を持って入れたものである以上、効果を科学的に調査し、検討して欲しい。いい影響があるものについては、駆逐・撲滅すべきでない。（1件）
- ・ミドリガメなど安価で売られるものは問題。（1件）
- ・蝶について検討をお願いしたい。（1件）

### < その他 >

- ・WTO規制があるから規制出来ないということでは困る。（1件）
- ・在来種を調べるための基礎研究が必要。（1件）

## 移入種小委員会中間報告説明・意見交換会（大阪）

日時：10月17日（金）13:00～15:00

場所：メルパルク大阪4階 松

出席者数：29名

意見の概要は以下の通り（内容が重複すると思われるものについては整理）

### < 輸入規制について >

- ・輸入規制をしっかりしてほしい。（3件）
- ・導入には許可を要すると明記し、罰則を課してほしい。（1件）
- ・悪影響を及ぼす種は導入を不許可としてほしい。（1件）
- ・趣味・娯楽など一部の者の利益のための持込は認めるべきでない。（1件）

### < 個体管理について >

- ・保護動物以外も放逐禁止としてほしい。（1件）
- ・マイクロチップによる個体管理の徹底が必要。（1件）
- ・業者の販売規制、流通規制が必要。（1件）
- ・動物愛護管理法を改正してほしい。（1件）

### < 防除について >

- ・防除・防止・駆除・排除という言葉をもとにより使い分けてほしい。（1件）
- ・生き物の命を大切にすることを言葉を使ってほしい。（1件）
- ・計画を策定する際は、自然保護団体と動物愛護団体を入れてほしい。（1件）
- ・今入っている外来種を殺すことで解決するのは反対。排除ではなく共存することを考えるべき。（2件）
- ・原則として殺さない方法で生態系から取り除くと書いてほしい。（1件）
- ・入ったら殺さざるを得ない動物もいるということは理解してほしい。（1件）
- ・倫理的に許される範囲であれば、殺すことは悪いことではない。（1件）
- ・財政措置、政策支援を明記してほしい。（1件）

### < 監視について >

- ・非意図的導入について、業者が自らチェックするシステムを義務づけてほしい。（1件）
- ・非意図的導入への対策が弱い。他省と連携しつつやってほしい。（1件）

### < 普及啓発・教育について >

- ・メディアや学校教育を用いることが必要。（1件）
- ・学校教育での普及啓発を、先生の教育も含めしっかりやってほしい。（2件）
- ・データベースの構築と公開をしてほしい。（1件）

### < 規制対象種について >

- ・海洋生物においても外来種は大きな問題。（1件）
- ・漁業権に基づく放流もターゲットにすべき。（1件）

### < 国内由来の外来種について >

- ・重要管理地域しか国内移動の話が出ていないのは弱い。（1件）
- ・国内移動について、理念として生態系に悪影響を及ぼすと入れてほしい。（1件）

### < その他 >

- ・地方公共団体、NPOなど市民の役割を明記してほしい。（1件）
- ・失敗事例や外国事例も含め、行政レベルで事例を共有出来るようにしてほしい。（1件）
- ・基礎研究を財政的、政策的に支援することを明記すべき。（1件）